

株 主 各 位

姫路市西駅前町1番地
神姫バス株式会社
取締役社長 長尾 真

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 姫路市南駅前町100番地 ホテル日航姫路 3階光琳の間
※本総会は、昨年度と開催会場が異なりますのでご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第135期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第135期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 買収防衛策一部変更・継続の件
第3号議案 取締役10名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

- ①事業報告の「5. 会社の体制および方針」
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府による経済政策を背景に景気回復が続く中、企業収益や雇用情勢の改善により個人消費は緩やかな回復基調で推移しましたが、米国の政策動向や東アジア地域の情勢不安等による世界経済の不確実性の影響等により、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような情勢のもと、当社は平成29年8月8日に創立90周年を迎えました。そして、基盤となるバス事業を中心に、更なる安全性の向上およびお客様視点によるサービスづくりに努めるとともに、積極的な事業展開を行い、中長期的な収益力の向上を目指してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比39百万円(0.1%)増の44,562百万円、営業利益は前年同期比188百万円(△6.8%)減の2,604百万円、経常利益は前年同期比205百万円(△6.8%)減の2,821百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比412百万円(△20.7%)減の1,579百万円となりました。

自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、一般路線バスでは沿線商業施設へのアクセス強化や三宮を基点とする路線の増便に加え、通勤需要の増加による定期券やICカード利用の増加等により増収となりました。高速乗合バスは明石市・神戸市西区～三宮線や関空リムジン線が好調に推移したこと等により増収となりました。タクシー部門は乗務員不足による稼働率の低下により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比223百万円(1.1%)増の20,346百万円となりましたが、営業利益は人件費および燃料費の増加等により前年同期比269百万円(△29.3%)減の651百万円となりました。

車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、自動車リサイクル部品や大型車両部品の販売が好調に推移したことにより増収となりました。自動車整備部門はバス搭載機器の取付けが増加したものの、事故修理等の減少により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比74百万円(0.9%)増の8,117百万円となりましたが、営業利益は原価率が上昇したこと等により前年同期比11百万円(△2.8%)減の402百万円となりました。

業務受託事業

車両管理部門におきましては、新規顧客の獲得や既存顧客からの受注増等により増収となりました。経営受託部門は指定管理施設の新規契約に加え、既存施設の管理・運営範囲の拡大により増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比169百万円(5.5%)増の3,272百万円となりましたが、営業利益は人件費の増加等により前年同期比37百万円(△15.6%)減の201百万円となりました。

不動産業

賃貸部門におきましては、前期取得物件の通年寄与や既存オフィスビルへの新規テナント入居がありました。既存の賃貸用マンションの一部を売却したことにより減収となりました。住宅部門は注文住宅や分譲土地の販売数が減少したことにより減収となりました。建設部門は工事の件数、規模ともに前年同期を下回ったことにより減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比574百万円(△13.1%)減の3,800百万円、営業利益は前年同期比27百万円(△1.9%)減の1,440百万円となりました。

レジャーサービス業

サービスエリア部門におきましては、ゴールデンウィーク期間中の利用者は増加しましたが、台風や平成30年3月に新名神高速道路が開通した影響等により若干の減収となりました。飲食部門は平成29年9月にオープンした「串家物語」をはじめとするFC店舗が収益の確保に寄与しましたが、不採算店舗の閉鎖等により減収となりました。食品製造販売部門は不採算店舗を閉鎖する一方で、一部の既存店舗のリニューアルを行い、収益性の向上に努めました。ツタヤFC部門は平成29年9月に「TSUTAYA相生店」を閉店しましたが、平成29年2月に「TSUTAYA姫路飾磨店」を出店したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比211百万円(△3.3%)減の6,257百万円となりましたが、営業損益は食品製造販売部門の不採算店舗閉鎖やツタヤFC部門の前連結会計年度における新規出店経費が軽減したこと等により前年同期に比べ193百万円改善し、27百万円の営業損失となりました。

旅行貸切業

旅行部門におきましては、手配旅行はイベントの減少や夏場の台風の影響等により減収となりましたが、募集型企画旅行はツアーブランド「LIMON(リモン)」による訪日旅行の取扱増に加え、ハイクラスツアーブランド「真結(ゆい)」の定着等により増収となりました。貸切バス部門は、稼働数は減少しましたが、一稼働あたりの収入が増加したことにより前年並みで推移いたしました。

以上の結果、売上高は前年同期比75百万円(1.9%)増の4,065百万円、営業損益は償却費および燃料費の増加により前年同期に比べ64百万円悪化し、48百万円の営業損失(前年同期は15百万円の営業利益)となりました。

その他事業

清掃・警備部門におきましては、姫路駅前キャッスルガーデンの設備管理業務の新規受注に加え、建物清掃業務における新規顧客の獲得や既存顧客からの受注増により増収となりました。広告部門はラッピングバスの受注増等により増収となりました。化粧品販売部門はエステサロンの運営店舗数の減少等により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比54百万円(2.9%)増の1,937百万円、営業損益は前年同期に比べ10百万円改善し、5百万円の営業損失となりました。

(注) セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,392百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

- ・車両（乗合バス55両）

不動産業

- ・賃貸用不動産（神姫観光バス西神営業所底地）

レジャーサービス業

- ・飲食店舗（串家物語イオンモール神戸南店）

旅行貸切業

- ・車両（貸切バス10両）

(3) 資金調達の状況

当社グループではCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社および当社グループ会社16社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は783百万円で、前期末に比べ275百万円減少いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第132期 (平成27年3月期)	第133期 (平成28年3月期)	第134期 (平成29年3月期)	第135期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	41,278	43,873	44,522	44,562
経常利益 (百万円)	2,326	3,276	3,027	2,821
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,574	2,133	1,991	1,579
1株当たり当期純利益 (円)	261.28	354.07	330.54	262.17
総資産 (百万円)	52,402	54,418	55,585	57,630
純資産 (百万円)	36,551	38,553	40,614	42,102
1株当たり純資産額 (円)	6,061.22	6,394.52	6,737.43	6,986.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第132期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

今後につきましては、世界経済は引き続き景気拡大が見込まれる一方、米国政策や中国経済の動向など不安要素も多く、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境の中、平成28年3月に策定した第8次中期経営計画に基づき、「既存エリア、成熟事業の体質強化による利益率向上」「成長エリア、成長事業への積極投資」の2つを基本方針とした事業展開を行ってまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題および事業の基本方針は以下のとおりであります。

<自動車運送事業>

当社グループにおける基盤事業として、深刻化する乗務員不足への対応と労働環境改善に向けた採用活動の強化、安全確保のための投資を継続するとともに、ICカードデータ活用による路線・ダイヤの効率的編成や地域の交通課題解決に向けた自治体への提案などを行ってまいります。また、成長領域と位置付ける中距離高速バスや神戸エリアでは、事業の拡充に向けて積極的に投資してまいります。利便性向上施策としては、バスロケーションシステムの活用やアプリケーション開発・機能拡充による各種サービスを提供してまいります。また、多言語案内の拡大やWi-Fi環境整備など、増加する訪日外国人のバス利用拡大にも取り組んでまいります。

<不動産業>

安定利益の確保に向け、姫路ターミナルスクエアをはじめとする賃貸物件の高稼働維持や新規物件の取得、不動産仲介・売買の取扱件数や管理物件数の増加に取り組んでまいります。さらに、戸建住宅における訴求力向上施策や増加するリフォーム、リノベーション需要への対応、公共工事への入札にも注力してまいります。

<旅行貸切業>

「真結（ゆい）」および新たに大阪エリアで立ち上げた「旅学人（たびがくと）」の拡販・浸透を進めてまいります。また、多様なシニア向け旅行商品の造成にも注力してまいります。一方、関西国際空港カウンター「LIMON WELCOME DESK」での訪日外国人に対するサービスを充実させ、関西周遊ツアーで既に多くの実績がある「LIMON」ブランドをさらに浸透させるとともに、タイ・バンコクに設立した法人を拠点にASEAN諸国からの訪日旅行者獲得に注力してまいります。貸切バス部門では、神戸ポートアイランド車庫を拠点に神戸市中心部からの輸送力を増強するとともに、さらなる圏外顧客獲得に向け、営業体制を強化してまいります。また、安全性とサービスの向上に向けた人材育成と設備投資に継続して取り組んでまいります。

<その他のセグメント>

車両物販・整備業におきましては、安全確保の前提となる車両整備技術の向上に継続して注力するとともに、同業他社のM&A（提携・買収）にも取り組んでまいります。業務受託事業・車両管理部門におきましては、安全性とサービスを向上させることでブランディングとエリア拡大を図ってまいります。レジャーサービス事業・飲食部門におきましては、サービスエリア事業の安定運営と、店舗のスクラップアンドビルドを行ってまいります。

<その他の経営課題>

基本方針に基づく事業展開の土台として、コンプライアンス・内部統制面では規程等の整備と継続的PDCAサイクルの推進、人事面では乗務員をはじめとする人材の確保・育成・活用、財務面では財務の安定性堅持と投資に関する意思決定の厳格化、組織面では生産性の高いグループ組織体制の追求・業務効率化、広報・IR面では時機を得た効果的な広報活動の実施などに取り組んでまいります。また、グループ各社が利用する不動産の有効活用・効率管理（グループCRE戦略）によって不動産分野の経営効率化と収益性向上も図ってまいります。

なお、不採算事業につきましても、事業を軌道に乗せるための計画を確実に実行し、改善できなければ方向転換や撤退も含めた判断を行ってまいります。

(6) 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
神姫フードサービス株式会社	50 百万円	100 %	飲食業および売店業
神 姫 産 業 株 式 会 社	30	99.4	自動車部品販売および倉庫業
神 姫 商 工 株 式 会 社	50	100	自動車修理、保険代理店業および 物品販売業
株 式 会 社 ホ ー プ	50	100	自動車の運転・保守管理、介護およ び経営受託
神姫バスツアーズ株式会社	50	100	旅行業
神 姫 観 光 バ ス 株 式 会 社	50	100	貸切旅客自動車運送事業
株 式 会 社 エ ル テ オ	30	100	不動産業および建設業

(注) 神姫バスツアーズ株式会社および神姫観光バス株式会社の出資比率については、当社完全子会社である神姫観光ホールディングス株式会社を通じた間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	主 要 な 事 業 内 容
輸 送 サ ー ビ ス 事 業 自 動 車 運 送 事 業	一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道
自 動 車 関 連 サ ー ビ ス 事 業 車 両 物 販 ・ 整 備 業	自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
生 活 サ ー ビ ス 事 業 業 務 受 託 事 業 不 動 産 業 レ ジ ャ ー サ ー ビ ス 業 旅 行 貸 切 業 そ の 他 事 業	自動車の運転・保守管理、介護、経営受託 土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理 飲食、食品製造販売、ツタヤFC 旅行、一般貸切旅客運送 化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業

(8) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 当社

本 社	姫路市西駅前町
輸 送 サ ー ビ ス 事 業 （ 自 動 車 運 送 事 業 ）	姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）

② 子会社

自動車関連サービス事業	神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）
生 活 サ ー ビ ス 事 業	神姫フードサービス株式会社（姫路市）、株式会社ホープ（姫路市）、株式会社エルテオ（姫路市）、神姫バスツアーズ株式会社（姫路市）、神姫観光バス株式会社（姫路市）

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,207名	73名減

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,489名	3名減	43.9歳	9.7年

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	312百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	108百万円
株 式 会 社 み な と 銀 行	63百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,172,000株
- (3) 株主数 2,653名（前事業年度末比121名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社	590 千株	9.8 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	440	7.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	112	1.9
三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社	95	1.6
神 姫 バ ス 従 業 員 持 株 会	89	1.5
播 州 信 用 金 庫	60	1.0
姫 路 信 用 金 庫	60	1.0
グ ロ ー リ ー 株 式 会 社	60	1.0
横 浜 ゴ ム 株 式 会 社	60	1.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	56	0.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式（149,271株）を控除して算出しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 尾 真	山陽電気鉄道株式会社 取締役 株式会社山陽百貨店 取締役 公益社団法人兵庫県バス協会 会長
代表取締役 専務取締役	丸 山 明 則	総括、バス事業部・不動産事業部担当 公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長
常務取締役	坪 田 一 夫	企画部・総務部・事業戦略部・大阪マーケティング 室担当、神戸事業本部長 株式会社山陽百貨店 取締役 神姫観光ホールディングス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	瀧 川 博 司	兵庫トヨタ自動車株式会社 取締役相談役 株式会社さくらケーシーエス 取締役
取 締 役	上 門 一 裕	山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社 取締役 株式会社山陽百貨店 取締役
取 締 役	坂 井 信 也	阪神電気鉄道株式会社 取締役相談役
取 締 役	伊 藤 克 也	総務部長
取 締 役	横 山 忠 昭	バス事業部長
取 締 役	大 谷 隆	企画部長
取 締 役	小 林 健 一	不動産事業部長 しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	森 澤 徹	
監 査 役	三 枝 輝 行	株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役社長 積水ハウス株式会社 取締役
監 査 役	澤 田 恒	澤田・中上法律事務所主宰 弁護士 大和工業株式会社 監査役
監 査 役	石 田 昭 二	

- (注) 1. 取締役のうち上門一裕氏および坂井信也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役澤田 恒氏は、当社との間で顧問弁護士契約を締結しておりましたが、平成30年3月31日をもって同契約を解除しております。
 4. 監査役石田昭二氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役のうち上門一裕氏および坂井信也氏ならびに監査役のうち三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 当事業年度中に就任または退任した取締役

【就任】

氏名	就任日	就任日時点の地位・担当
坂井 信也	平成29年6月29日	社外取締役
大谷 隆	平成29年6月29日	取締役企画部長
小林 健一	平成29年6月29日	取締役不動産事業部長

【退任】

氏名	退任日	退任事由	退任日時点の地位・担当
藤原 崇起	平成29年6月29日	任期満了	社外取締役
中野 浩二	平成29年6月29日	任期満了	取締役バス事業部長

② 当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
丸山 明則	代表取締役・専務取締役 総括、バス事業部・不動産事業部担当	専務取締役 総括、バス事業部・不動産事業部担当	平成29年6月29日
坪田 一夫	常務取締役 企画部・総務部・事業戦略部担当、神戸事業本部長	常務取締役 企画部・総務部・事業戦略部担当	平成29年6月29日
	常務取締役 企画部・総務部・事業戦略部・大阪マーケティング室担当、神戸事業本部長	常務取締役 企画部・総務部・事業戦略部担当、神戸事業本部長	平成29年7月1日
横山 忠昭	取締役バス事業部長	取締役企画部長	平成29年6月29日

(3) 当事業年度末日後の取締役の地位、担当の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
坪田 一夫	常務取締役 事業戦略部・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	常務取締役 企画部・総務部・事業戦略部・大阪マーケティング室担当、神戸事業本部長	平成30年4月1日
伊藤 克也	取締役総務部長 総務部担当	取締役総務部長	平成30年4月1日
大谷 隆	取締役企画部長 企画部担当	取締役企画部長	平成30年4月1日

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役である瀧川博司氏、上門一裕氏および坂井信也氏の3氏ならびに監査役である森澤 徹氏、三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏の4氏は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役および監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (3)	164百万円 (11)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	39 (17)
計 (うち社外役員)	16 (6)	203 (29)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、平成29年6月29日開催の第134回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額240百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。

5. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

(当事業年度に係る役員賞与支払予定額)

業務執行取締役 7名 40百万円

6. 当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、1名0百万円
であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等 (平成30年3月31日現在)

区分	氏名	兼職の状況	関係
社外取締役	上門一裕	山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長	競業関係
	坂井信也	阪神電気鉄道株式会社 取締役相談役	—
社外監査役	三枝輝行	株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役社長	—
	澤田恒	該当事項はありません。	
	石田昭二	該当事項はありません。	

②他の法人等の社外役員の兼職状況等 (平成30年3月31日現在)

区分	氏名	兼職の状況	関係
社外取締役	上門一裕	阪神電気鉄道株式会社 社外取締役	—
	坂井信也	該当事項はありません。	
社外監査役	三枝輝行	積水ハウス株式会社 社外取締役	—
	澤田恒	大和工業株式会社 社外監査役	—
	石田昭二	該当事項はありません。	

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	上 門 一 裕	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
	坂 井 信 也	当事業年度において、平成29年6月29日に取締役に就任してから開催された取締役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
社 外 監 査 役	三 枝 輝 行	当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	澤 田 恒	当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石 田 昭 二	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,466	流 動 負 債	9,611
現金および預金	7,570	支払手形および買掛金	1,218
受取手形および売掛金	4,699	1年内返済予定の長期借入金	305
有 価 証 券	110	リ ー ス 債 務	503
商品および製品	521	未 払 金	3,486
仕 掛 品	146	未 払 法 人 税 等	584
原材料および貯蔵品	135	未 払 消 費 税 等	432
分譲土地建物	443	繰 延 税 金 負 債	0
繰延税金資産	396	賞 与 引 当 金	949
そ の 他	457	役 員 賞 与 引 当 金	82
貸 倒 引 当 金	△14	過年度雑収計上旅行券引当金	17
		そ の 他	2,030
固 定 資 産	43,164	固 定 負 債	5,916
有 形 固 定 資 産	34,532	長 期 借 入 金	477
建物および構築物	10,121	リ ー ス 債 務	842
機械装置および工具器具備品	717	繰 延 税 金 負 債	1,449
車 両	3,407	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104
土 地	19,039	退 職 給 付 に 係 る 負 債	816
リ ー ス 資 産	1,178	そ の 他	2,227
建 設 仮 勘 定	66	負 債 合 計	15,528
無 形 固 定 資 産	492	純 資 産 の 部	
そ の 他	492	株 主 資 本	39,765
投 資 そ の 他 の 資 産	8,139	資 本 金	3,140
投資有価証券	4,852	資 本 剰 余 金	2,235
退職給付に係る資産	1,462	利 益 剰 余 金	34,837
繰延税金資産	259	自 己 株 式	△447
そ の 他	1,657	その他の包括利益累計額	2,312
貸 倒 引 当 金	△91	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,912
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	399
資 産 合 計	57,630	非 支 配 株 主 持 分	24
		純 資 産 合 計	42,102
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	57,630

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		44,562
売	上		31,372
販	上		13,190
営	お		10,586
営	よ		2,604
営	業		
受	業		
取	外		
利	収		
息	お	78	
お	よ		
よ	び		
び	配	25	
配	当		
当	金	62	
金			
		14	
		60	
		86	
			328
営	業		
支	外		
払	費		
利	用		
息		4	
損		21	
額		51	
額		34	
			110
特	常		
利	利		
益	益		
益		195	
		110	
			306
特	損		
固	資		
定	産		
資	除	34	
産	却		
除	却	101	
却	損		
損	損	288	
の		20	
			444
税	前		
金	当		
等	期		
調	純		
整	利		
前	益		
期		996	
		107	
			2,683
法	事		
人	業		
税	税		
、	額		
住			
民			
税			
等			
調			
整			
額			
			1,103
当	純		
期	利		
純	益		
利			
益			
			1,580
非			
支			
配			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			
			0
親			
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			
			1,579

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,682	流 動 負 債	11,727
現金および預金	5,089	1年内返済予定の長期借入金	235
売掛金	2,133	リース債務	127
商品	279	未払金	2,201
原材料および貯蔵品	90	未払法人税等	423
前払費用	58	前受り金	1,163
短期貸付金	705	預り金	6,725
繰延税金資産	230	賞与引当金	479
その他	95	その他の負債	371
貸倒引当金	△0	固 定 負 債	3,986
固 定 資 産	34,022	長期借入金	171
有 形 固 定 資 産	28,204	財団抵当借入金	224
建物	8,383	リース債務	59
構築物	443	繰延税金負債	1,137
機械装置および器具備品	411	退職給付引当金	187
車両	2,742	受入保証金	2,041
土地	16,044	その他	165
リース資産	179	負 債 合 計	15,714
無 形 固 定 資 産	350	純 資 産 の 部	
その他	350	株 主 資 本	25,202
投 資 そ の 他 の 資 産	5,467	資本金	3,140
投資有価証券	3,242	資本剰余金	2,235
関係会社株式	480	資本準備金	2,235
長期貸付金	1,364	利益剰余金	20,274
長期前払費用	844	利益準備金	307
その他	541	その他利益剰余金	19,966
貸倒引当金	△1,007	特別償却準備金	46
資 産 合 計	42,704	固定資産圧縮積立金	889
		別途積立金	10,895
		繰越利益剰余金	8,134
		自 己 株 式	△447
		評価・換算差額等	1,787
		その他有価証券評価差額金	1,787
		純 資 産 合 計	26,990
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	42,704

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	20,917
売上原価	16,581
売上総利益	4,335
販売費および一般管理費	2,558
営業利益	1,777
営業外収益	
受取利息および配当金	126
助成金収入	38
その他の	40
	205
営業外費用	
支払利息	14
固定資産除却損	22
関係会社貸倒引当金繰入額	86
その他の	17
	140
経常利益	1,841
特別利益	
固定資産売却益	193
車両等購入補助金	98
	291
特別損失	
固定資産除却損	28
固定資産圧縮損	94
減損	54
その他の	8
	186
税引前当期純利益	1,946
法人税、住民税および事業税	634
法人税等調整額	20
	654
当期純利益	1,291

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

神 姫 バ ス 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 森澤 徹 ㊟

監 査 役 三枝輝行 ㊟

監 査 役 澤田 恒 ㊟

監 査 役 石田昭二 ㊟

(注) 監査役 三枝輝行、監査役 澤田 恒及び監査役 石田昭二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応し得る経営基盤の強化のための内部留保や収益見通し等を総合的に勘案し、株主の皆様への長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

このような方針の下、第135期の期末配当につきましては、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は平成29年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しておりますので、前連結会計年度の年間配当額は当該株式併合後に換算しますと、1株につき30円に相当します。

これらにより、先にお支払いしている中間配当金1株につき15円（中間配当金3円を株式併合後に換算）と合わせ、年間配当金は1株につき35円となり、前連結会計年度と比べ実質5円の増配となります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金20円
総額120,454,580円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

2. その他剰余金の処分にに関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 500,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 買収防衛策一部変更・継続の件

当社は、平成18年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時総会」といいます。）において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）が20%以上となることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、直近では平成27年6月26日開催の第132回定時株主総会（以下、「第132回定時総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更した上で現在に至っております（以下、第132回定時総会決議による継続後の当該対応方針を「旧対応方針」といいます。）。

旧対応方針の有効期間は、本定時株主総会までとなっておりますが、当社は、旧対応方針継続後、これまでの間、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、旧対応方針の見直しを含めた検討を続けてまいりました。

その結果、当社における「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づき、株主、お客様、地域住民、取引先、従業員といった、すべてのステークホルダーの皆様との永続的な共働関係を築きながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めるための施策のひとつとして、大規模買付行為への対応策を引き続き定めておくことが必要不可欠であるとの結論に至り、平成30年5月15日開催の当社取締役会において、当社の基本方針の実現に資する特別な取組みの一部変更、旧対応方針の表現および字句等を一部変更の上、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしましたので、継続のご承認をお願いいたしたく存じます。

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得た時点で効力が発生しますが、本対応方針の継続を決定した当社取締役会においては、社外取締役2名を含む当社取締役10名が出席し、本対応方針の継続について出席した全取締役が賛成するとともに、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針の継続に賛同しております。

なお、当該取締役会で本対応方針の継続を決定した時点において、当社に対して具体的な大規模買付行為の提案または当社の企業価値を毀損するような大規模買付行為がなされているといった事実は認識しておりません。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記Ⅱ. 1. の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることとなります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大規模買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

II. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、①積極的な増収・増益策の実施、②コスト管理の強化、③経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CD（顧客感動）、(e)環境対策および社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、①生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト、②不採算地域一括での分社化、管理の委託化、コミュニティバス体系化の推進、③高速バス路線の拡大、ニュータウン線の拡充、神戸中心地への短絡ルート線の充実、公営バスからの路線譲受け・管理受託、④適正な賃金レベル・労働条件の維持、⑤CS（顧客満足）から更に進んだCD（顧客感動）の実現、車両および搭載機器の更新、⑥バスロケーションシステムとドライブレコーダー導入による利便性確保と緊急時対応を進めております。また、当社グループにおけるバス事業以外のその他の事業については、旅行貸切、飲食、レジャー、不動産賃貸、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。具体的には、(a)新バス車両導入による大阪、神戸地区および訪日客の旅行需要取込み、(b)サービス事業でのFC加盟による新規分野への進出、M&A、産官学連携、海外進出による事業領域の拡大、(c)収益物件取得による安定収益確保および(d)自治体等の施設の運営受託または施設譲受け、および地域活性化支援事業を進めております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高および経常利益の増大、事業の選択と集中、および不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命およびこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の多角化を図ることが必要不可欠と考えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事

業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、現在は第8次計画の途中にあたりますが、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

2. コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、第123回定時総会において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役10名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名および社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名および社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名についても独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針の継続の目的

(1) 当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかなでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

(2) さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えると、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

(3) 以上のとおり、大規模買付行為は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上にとり、重大な影響を有することから、上記Ⅰ.の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を踏まえた対応方針をあらかじめ明確にしておくことが株主共同の利益の確保・向上を図ることに資すると考え、本対応方針を継続するものであります。

2. 本対応方針の概要

(手続の流れの詳細は以下のとおりですが、概要を理解いただくため、添付資料1の「大規模買付ルールの概要図」と題する書面もあわせてご参照下さい。)

(1) 大規模買付ルールの内容

ア. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

大規模買付行為のうち、限られた期間内で大規模買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様に必要なかつ十分な情報をご提供し、大規模買付行為の是非を直接的にご判断いただく機会として株主総会を開催するため、また、当社取締役会が買付提案に対する代替案の立案等を行う時間的余裕に乏しく、当社取締役会から株主の皆様に対する十分な情報提供が行われないという事態や熟慮期間が確保されないという事態を可及的に防止し、株主共同の利益の確保・向上を実現するため、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として要請することが合理的であると考えております。また、公開買付け以外の方法による大規模買付行為についても、当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り大規模買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において、本議案について、株主の皆様からのご承認が得られることを条件として、大規模買付行為に関して下記の大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して、当該大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたします。

【大規模買付ルール】

- ① 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
- ② 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

イ. 大規模買付情報の確保への当社取締役会の活動

当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルール^①の順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、その意見および代替案の検討のために、弁護士、公認会計士または学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るように努めるものとします。

特に、大規模買付ルール^①に従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から、下記（２）ア. に基づいて開催される株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（ただし、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、または取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、以下の当社ウェブサイトにて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにて開示することといたします。

なお、当社取締役会としては、大規模買付情報として、以下のような情報を取得することを考えております。

【当社ウェブサイト】

<http://www.shinkibus.co.jp/index.html>

【大規模買付情報の例】

- ① 大規模買付者の詳細
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 買付対価の算定根拠
- ④ 買付対価の資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等当社の利害に係る者の処遇
- ⑦ その他、当社取締役会が必要と判断した情報

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

特に、大規模買付ルールが順守され、下記（２）ア．に従って、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示いたします。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール①に従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

ア．公開買付けによる大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為（当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為を指すものとし、（２）ア．においては同じとします。）によって、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前に株主総会を開催いたします。当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者および当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

株主の皆様には、当該大規模買付行為に関する買付提案および当社取締役会が外部専門家の意見、助言等も参考にした上で提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮いただいた上で、株主総会において、大規模買付行為に対する賛否の意思を新株予約権無償割当ての議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。すなわち、当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対もしくは賛同できない株主の皆様には、新株予約権無償割当ての議案に賛成していただくこととなります。

具体的手続としては、大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、一定の基準日を前提に、株主総会で議決権を行使することのできる株主様を確定します。なお、株主の皆様が大規模買付行為の是非を判断していただく必要があるため、当該株主総会は公開買付期間満了前に開催することとします。

当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対もしくは賛同できない株主様が一定数を超え、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合は、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様は無償で割り当てられることとなります（割り当てられる新株予約権の概要につきましては添付資料2をご参照下さい。）。

これに対し、基準日時点における株主の皆様が新株予約権の無償割当てに関する議案を否決された場合、すなわち、大規模買付者による大規模買付行為を是認した場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを行うことができません。

当社取締役会は、以上のように株主総会を開催し、株主の皆様が大規模買付行為の是非をご判断いただくために、株主総会の開催日までの間、大規模買付行為者から情報を取得し、取締役会としての意見の集約に努めてまいります。

なお、大規模買付情報の提供については、上記（1）イ. のとおり、株主総会開催日の概ね30日前までに大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報については、株主総会招集通知に同封の上、送付させていただきますが、招集通知に同封することが困難であると当社取締役会が判断した場合、または株主総会開催日の概ね30日前を経過後に受領した大規模買付情報については、当社のウェブサイトにて開示いたします。その他、大規模買付情報については、株主総会当日における資料提供または口頭による説明を行うこともございます。

イ. 公開買付け以外の方法による大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール②を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。株主の皆様には、大規模買付情報および当社取締役会の意見等に基づいて、当該大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただきます。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守しない場合、株主の皆様当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難となります。

また、大規模買付ルール②が順守されない場合、当社および当社グループの事業特性を踏まえた上での十分な情報を確保し、当該情報に基づいて十分な分析を加えた上で、公開買付け以外の方法による大規模買付者による大規模買付行為の妥当性を株主の皆様にご判断いただくことは容易ではありません。

そこで、当社取締役会は、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。当該決議に基づいて、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様が割り当てられます。

ただし、当社取締役会は、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、当該大規模買付行為について検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でないまたは相当でないと当社取締役会が合理的に判断した場合には、新株予約権の無償割当ては行わないものとします。ここで、「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」とは以下の(4)に定める条件の全てを満たす場合をいいます。

(4) 「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」の条件

- ア. 真に当社の経営に参加する意思がある、あるいは株価を上げ高値で当社関係者に当社株券等を引き取らせる目的がないこと（いわゆるグリーンメーラーに該当しないこと）
- イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させる目的がないこと
- ウ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定がないこと
- エ. 当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的、および一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的がないこと
- オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の金額、種類および内容、買付行為の時期、方法、違法性の有無および実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の

企業価値に照らして著しく不十分なものではなく、かつ不適切なものでもないこと

カ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の判断の機会および自由を制約する買付行為に該当せず、事実上も、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがないこと（ただし、当社株券等の部分的公開買付けであることをもって当然に強圧的二段階買付行為等に該当すると判断するものではありません。）

キ. 大規模買付者による支配権の取得および支配権の取得後における当社の従業員、顧客その他の利害関係者の処遇方針等により、株主はもとより、従業員、顧客その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損のおそれがなく、かつ当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがないこと

ク. 大規模買付者による買付後の経営方針および事業計画等の内容が十分かつ適当であるため、運輸事業の安全性および公共性並びに利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれがないこと

(5) 以上の手続に従って、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合または当社取締役会において新株予約権の無償割当てに関する決議を行った場合であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合もしくは対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、改めて検討し、当該大規模買付者の大規模買付行為が上記（4）ア.乃至ク.の全ての要件を満たし、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為に該当すると判断した場合には、発動した対抗措置の中止または撤回等を決定する場合があります。当社取締役会が、対抗措置の中止または撤回等の決定を行った場合には、当社は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

3. 本対応方針が株主の皆様および投資家に与える影響等

(1) 本対応方針の継続承認時に与える影響

本対応方針は、導入時点と同様、その継続が承認された時点においても新株予約権の発行自体を行いませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はございません。

なお、上記2.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社取締役会の対応方針が異なります。特に、大規模買付ルールに従って公開

買付けが行われた場合には、一定の基準日を前提に株主総会を開催することになりますが、当該株主総会において議決権を行使していただくためには、基準日まで当社株主として株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意下さい。

(2) 新株予約権の無償割当て時に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守したものの、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が株主の皆様により承認された場合、あるいは、大規模買付者が大規模買付ルール①または②を順守せず、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権無償割当てに関する議案を承認した場合、新株予約権の無償割当てが行われることとなります。

かかる場合、基準日時点における株主の皆様に対して、当社取締役会または株主総会が定めた一定の日を効力発生日として、その保有株式数に応じて新株予約権が無償で割り当てられることとなりますが、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社取締役会または株主総会が別途定める一定の日において、当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得されれば、議決権比率が低下することはありません。他方、大規模買付者等については、当社による新株予約権の取得が行われなため、議決権比率および持分の経済的価値は低下します。

なお、上記2. (5) のとおり、当社取締役会または株主総会の決議に基づいて新株予約権無償割当てがなされた場合であっても、その後の事情の変化により、大規模買付者等に対して対抗措置を発動する必要がなくなったと当社取締役会が合理的に判断した場合には、割り当てられた新株予約権全てを無償で当社が取得した上で、消却することがあります。かかる場合には議決権比率が低下することはありません。しかしながら、当社が大規模買付者等に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式1株が交付されることを前提として株式の売買を行っていた株主の皆様には、株価の変動により経済的な損失が生じる可能性がございます。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って必要となる手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会または株主総会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続をしていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会または株主総会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、株主名簿への記録が完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日まで株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の無償割当てを行った場合には、株主の皆様に対して、会社法第279条第2項に従って新株予約権の無償割当ての効力が発生した日後遅滞なく、新株予約権の内容等について通知いたします。

(4) 新株予約権の当社による取得に伴って必要となる手続

当社が、新株予約権を取得する場合は、当社取締役会または株主総会が定めた一定の日に法定の手続に従って新株予約権が取得され、それと引き換えに当社株式1株が株主の皆様へ交付されることとなりますが、新株予約権を取得する際に、ご自身が大規模買付者等に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

(5) その他

上記(1)乃至(4)のほか、新株予約権の割当て方法、当社による新株予約権の取得方法等につきましては、当社取締役会または株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案の承認決議が行われた後、株主の皆様に対して通知または公表いたしますので、その内容をご確認下さい。

また、当社が大規模買付行為に対する対抗措置を講じることを決定した場合または対抗措置の発動を決定した後に当該対抗措置の中止または撤回等を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記Ⅱ. の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

従って、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

ア. 株主の皆様の意思をより直接的に反映する仕組みであること

本対応方針は、(i)第123回定時総会において、買収防衛策に係る定款変更案および当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第132回定時総会において、当初対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただき現在に至っております。さらに、本定時株主総会において、株主の皆様から本議案をご承認いただくことを本対応方針の継続の効力発生条件としており、本対応方針につき、株主の皆様が意思が反映される機会を保障しております。

また、(ii)大規模買付ルール①に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

さらに、(iii)本対応方針の有効期間は、平成33年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。

これに加え、(iv)当社定款第41条(定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。)に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができることから、本対応方針の有効期間中であっても株主の皆様の意向を反映できるものと考えております。

また、(v)当社では、第123回定時総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただき、取締役の任期を1年としています。そのため、平成18年度以降、当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会またはその後に開催される取締役会において、随時、当初対応方針および旧対応方針の継続または改廃について決議することができる仕組みが確保されておりました。また、旧対応方針の継続が決議された平成24年度以降も当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会またはその後開催される取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃について決議することができるとする同様の仕組みが確保されておりますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向をより直接的に反映できると考えております。

イ. 客観的合理的な要件の設置等、取締役会の恣意性を排除する措置がなされていること

本対応方針は、上記Ⅲ. 2. (1) ア. に記載のとおり客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定しています。また、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、上記Ⅲ. 2. (3) および(4)に記載のとおり客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

ウ. デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記ア. に記載のとおり、当社取締役の任期は1年であり、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができます。

このように、本対応方針は、デッド・ハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)またはスロー・ハンド型買収防衛策(取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策)のいずれでもありません。

エ. 買収防衛策に関する各指針等に適合していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日付で公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえた内容になっております。

以上の理由により、当社取締役会は、上記Ⅲ. の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

このように、本対応方針は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保・向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も法改正等の動向を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、本対応方針の合理性をさらに高めていくための制度設計に尽力してまいります。

(注1) 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

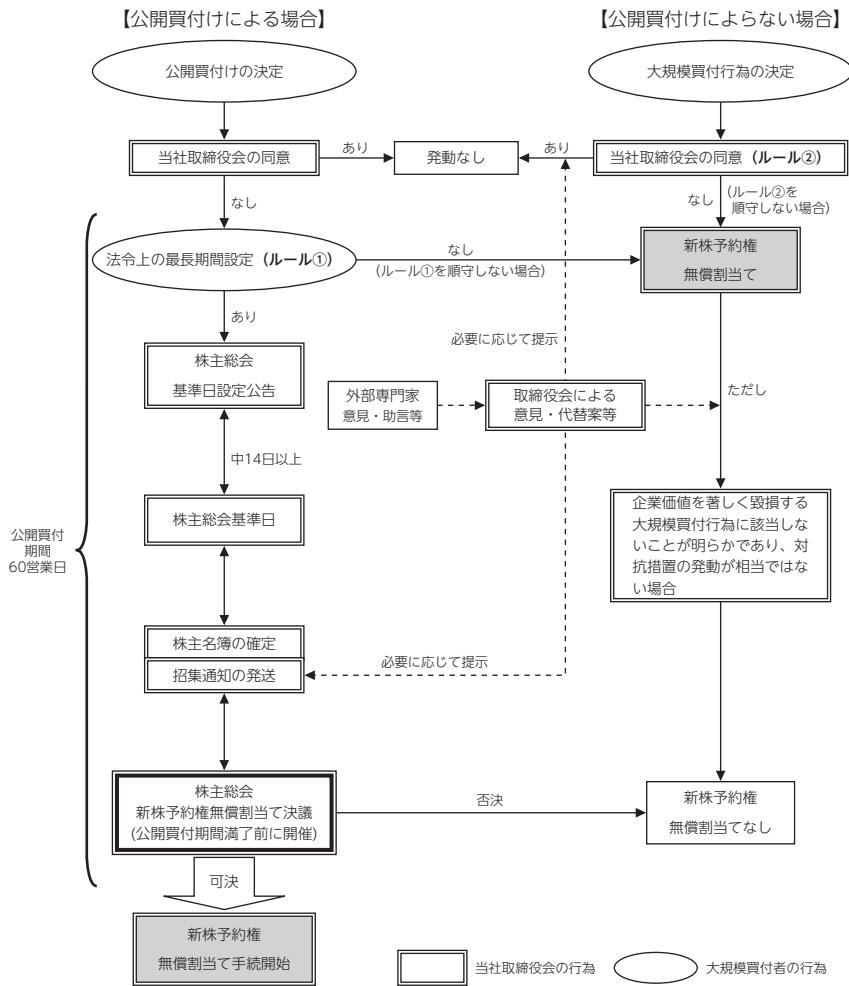
(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが(注1)

- (i) の場合には、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者および共同保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または特定株主グループが(注1) (ii) の場合には、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

大規模買付ルール概要図

- 【大規模買付ルール】**
- ① 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
 - ② 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。



新株予約権無償割当てをする場合の概要

1. 新株予約権の総数

新株予約権無償割当てに関する当社取締役会または当社株主総会において定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が保有する当社自己株式を除く。）と同数の新株予約権を割り当てるものとする。

2. 新株予約権の割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対して、その保有株式（ただし、当社の保有する当社自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てるものとする。

3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類は、当社普通株式とする。
- (2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、新株予約権の発行後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他の場合においては、目的となる株式の数を調整するものとする。

4. 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会または当社株主総会において別途定める。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は新株予約権の行使により発行される株式1株あたり1円以上で当社取締役会または当社株主総会が定める金額とする。

6. 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当期日以降で当社取締役会または当社株主総会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当するときは、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

当社株主の中で、大規模買付者（大規模買付ルールを順守せず、かつ当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の全ての条件を満たした大規模買付者を除く。以下、本項において同じ。）または大規模買付者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除

く。)もしくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、「大規模買付者等」という。)は新株予約権を行使することができないものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、上記6. に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には、当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会または当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、大規模買付者等が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。なお、当社は、かかる取得の日以降、大規模買付者等以外の者が存在すると認める場合には、当社取締役会において、別途一定の日をもって、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。

9. 譲渡制限

新株予約権は当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものとする。

10. その他

上記のほか、新株予約権の行使条件等その他必要な事項については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとする。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>ながお まこと 長尾 真 (昭和34年7月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社専務取締役 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 山陽電気鉄道株式会社 取締役 株式会社山陽百貨店 取締役 公益社団法人兵庫県バス協会 会長</p>	8,700株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>長尾 真氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成25年6月からは当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。</p> <p>以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>まるやま あきのり 丸山 明則 (昭和33年5月16日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和56年3月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社専務取締役 平成29年6月 当社代表取締役・専務取締役（現任） (担当) 総括、バス事業部・不動産事業部 (重要な兼職の状況) 公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長</p>	5,700株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>丸山明則氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成25年6月からは当社の専務取締役、平成29年6月からは代表取締役・専務取締役として事業全般を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の乗合委員会委員長等の要職を務めております。</p> <p>以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<small>つばた かずお</small> 坪 田 一 夫 (昭和34年12月9日生) 再任	昭和57年4月 当社入社 平成15年6月 当社総務部長 平成19年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役(現任) (担当) 事業戦略部・大阪マーケティング室・東京オフィス、神戸事業本部長 (重要な兼職の状況) 株式会社山陽百貨店 取締役 神姫観光ホールディングス株式会社 代表取締役社長	4,800株
(取締役候補者とした理由) 坪田一夫氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成23年6月からは当社の常務取締役として非営業部門を、平成29年6月からは旅行貸切業を中心とした営業部門を統括管理しております。 以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	<small>たきかわ ひろし</small> 瀧 川 博 司 (昭和8年4月27日生) 再任	昭和36年7月 兵庫トヨタ自動車株式会社入社 昭和52年6月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社監査役 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役会長 平成28年6月 同社取締役相談役(現任) (重要な兼職の状況) 兵庫トヨタ自動車株式会社 取締役相談役 株式会社さくらケーシーエス 取締役	0株
(取締役候補者とした理由) 瀧川博司氏は、兵庫トヨタ自動車株式会社の取締役相談役を務めており、過去同社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を有しております。 また、平成11年6月からは当社の監査役、平成18年6月からは取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	うえかど かずひろ 上 門 一 裕 (昭和33年3月22日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	昭和55年4月 山陽電気鉄道株式会社入社 平成17年6月 同社取締役 平成20年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社 取締役 株式会社山陽百貨店 取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由) 上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。 また、平成25年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
6	さかい しんや 坂 井 信 也 (昭和23年2月9日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	昭和45年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成14年6月 同社取締役 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役 平成23年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長 平成29年4月 同社取締役相談役(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 阪神電気鉄道株式会社 取締役相談役	0株
(社外取締役候補者とした理由) 坂井信也氏は、阪神電気鉄道株式会社の取締役相談役を務めており、過去同社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。 また、平成29年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式の数
7	<small>いとう</small> <small>かつや</small> 伊藤 克也 (昭和36年12月4日生) 再任	昭和59年4月 当社入社 平成24年6月 当社総務部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) (担当) 総務部	3,000株
	(取締役候補者とした理由) 伊藤克也氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、平成24年6月から当社の非営業部門の要である総務部長を務めるなど、総務・人事分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。 また、平成26年6月からは当社の取締役、平成30年4月からは総務部担当として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
8	<small>よこやま</small> <small>ただあき</small> 横山 忠昭 (昭和46年10月18日生) 再任	平成6年4月 当社入社 平成26年4月 当社企画部長 平成28年6月 当社取締役(現任) 平成29年6月 当社バス事業部長(現任)	400株
	(取締役候補者とした理由) 横山忠昭氏は、平成26年4月から当社の子会社管理の責任者である企画部長を務め、平成29年6月からは当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、子会社管理・バス事業の分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。 また、平成28年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	おおたに たかし 大谷 隆 (昭和29年5月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	平成17年6月 当社入社 平成17年6月 当社企画部次長 平成26年5月 神姫産業株式会社 代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役(現任) 平成29年6月 当社企画部長(現任) (担当) 企画部	1,000株
(取締役候補者とした理由) 大谷 隆氏は、平成26年5月から当社グループ会社である神姫産業株式会社の代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有しております。 また、平成29年6月からは当社の取締役、平成30年4月からは企画部担当として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
10	こばやし けんいち 小林 健一 (昭和37年9月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和61年4月 当社入社 平成25年6月 当社不動産事業部長(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長	500株
(取締役候補者とした理由) 小林健一氏は、主に当社の主たる事業である不動産事業に携わり、平成25年6月から不動産事業部長を務めるほか、当社グループ会社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を有しております。 また、平成29年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上門一裕氏および坂井信也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上門一裕氏および坂井信也氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって上門一裕氏が5年、坂井信也氏は1年であります。
両氏は現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、社外取締役候補者である上門一裕氏および坂井信也氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、瀧川博司氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地

ホテル日航姫路 3階光琳の間

TEL (079) 222-2231

※本総会は、昨年度と開催会場が異なりますのでご注意ください。



交通：J R（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ

※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。